

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場焼却処理設備オーバーホール業務委託	02-01:施設保守点検設備	村瀬炉工業(株)	2,200,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託	02-01:施設保守点検整備	(株)清流メンテナンス	16,344,900	令和3年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場焼却処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

村瀬炉工業 株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する動物性残渣及び解体後検査廃棄物等を処理する焼却処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

南港市場の焼却処理設備は、株式会社不二越の制御システム及び純正部品によって構築されており、そのオーバーホールの際は同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。

しかしながら、株式会社不二越は近畿地区における協力会社である村瀬炉工業株式会社に本設備の保守及び修繕等に関する業務そのものを移管し、当該処理施設関連プラントにかかる業務を平成19年に撤退した。

村瀬炉工業株式会社は、本設備についての図面及び設計施工管理のノウハウを株式会社不二越より引き継いでおり、同社でなければ本業務で要求する仕様のオーバーホールを実施することができず、さらに業務完了後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、村瀬炉工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

株式会社 清流メンテナンス

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは、株式会社セキスイエンバイロメント（現積水アクアシステム株式会社）であるが、保守点検等については、株式会社清流メンテナンスにすべて移管しているため、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、株式会社清流メンテナンスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）